

## **障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済給付金の取扱いの改善**

### **(あっせんに基づく措置状況)**

厚生労働省は、心身障害者扶養共済給付金については、心身障害者の将来に対する保護者の抱く不安を軽減するという共済制度の趣旨・目的を尊重する観点から、平成 21 年 7 月より利用者負担減免措置を講じる際に当該給付金を収入認定しない取扱いと改めることとした。

**(平成 21 年 3 月 23 日回答)**